

非常変災時における非常措置について(改正)

1. 暴風警報における措置（県下一斉に臨時休業）

- (1) テレビで、午前7時において滋賀県甲賀地域下に「暴風を含む警報」及び「特別警報」が発令されている場合
- ① 臨時休業 「暴風警報・特別警報の発令と同時に、臨時休業となります。」
・原則として、学校からの連絡はいたしません。
・暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合は、ただちに県下一斉臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
- ② 授業時間の繰り上げ
・登校後にあって暴風警報が発令された場合、授業時間を繰り上げて下校させることができます。
・状況に応じて、伴小メールにて保護者の皆様に児童のお迎えをお願いする場合があります。

2. 避難勧告等発令時の措置（水口中学校区で臨時休業）

- (1) 午前7時において水口中学校区内で警戒レベル4（避難勧告・避難指示）が発令中の場合は、臨時休業となります。

3. その他の警報等における措置（学校独自で決定）

- (1) 児童の安全確保が危ぶまれるために、本校独自で「臨時休業とする」「授業開始時刻を遅らせる」「授業時間を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。
- ① 暴風警報等が必至と判断される場合
② 暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合
- (2) 本校独自で上記の措置をとる場合は、伴小メールにて連絡させていただきます。

4. 地震発生時の措置（5弱以上で臨時休業）

- (1) 前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、通学路や学校施設等の安全確認のため市内全小中学校は臨時休業です。

5. Jアラートによる速報時の措置（自宅待機）

- (1) 午前7時までに県内に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、自宅待機となります。
(2) 自宅待機解除等の連絡は、伴小メールにて連絡させていただきます。

6. ご家庭での安全指導について

- (1) 強風や大雨の際の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。また、警報・注意報が解除されたり、雨や風が止んだりした後にも、河川の増水や崖崩れ等の危険が残ります。危険防止について地域や児童の実態に即した適切な注意や助言を与えてください。
- (2) 警報・注意報等の悪天候の時、児童が遅刻・早退をする場合は、安全確認のため、平常以上に連絡を密にできるようにしてください。

7. お願い

- ① 臨時休業等についての学校・関係機関への電話による問い合わせは原則としてご遠慮ください。
② 通学路等、危険個所が発生したり、事故に遭ったりした場合は、速やかにご連絡ください。
③ 大地震等の変災時にも、緊急の対応を要しますのでよろしくお願いします。
④ 下校時間の繰り上げが予想される場合は、児童が確実に帰宅できるよう配慮をお願いします。

【この文書は、今後の非常変災時に必要となりますので、1年間大切に保管してください。】